

非常用の照明装置の設置基準の合理化

火災時の停電により、照明が確保されないことによって、避難方向の認識が困難になったり、避難速度の低下などが想定されることから、建築物の用途・規模に応じて、停電時に自動点灯する非常用の照明装置の設置を義務付け。

対象となる建築物・建築物の部分	規制の適用を受けない居室(例外)
① 劇場、病院、ホテル、共同住宅、福祉施設、飲食店、物販店舗等の不特定の者や多数の者が利用する建築物の居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅の住戸 ・ 一戸建ての住宅 ・ 病院の病室 ・ 寄宿舎の寝室 <p>など</p>
② 階数3以上かつ500m ² 超の建築物の居室	
③ 採光上有効な開口部の面積が、床面積の1/20未満の居室	
④ 1,000m ² 超の建築物の居室	
⑤ ①～④までの居室から地上に通ずる廊下、階段、ロビー等の通路	

※その他、これらに類する部分で、照明装置の設置を通常要する部分も対象。



改正内容

「規制の適用を受けない居室」として、次の居室を加える。

- ・ 床面積が30m²以下の居室で、地上への出口を有するもの
- ・ 床面積が30m²以下の居室で、地上まで通ずる部分が次の①又は②に該当するもの
 - ① 非常用の照明装置が設けられたもの
 - ② 採光上有効に直接外気に開放されたもの

地上に至るまでの避難経路において照度を確保(非常用の照明装置の設置など)。

